

免許法別表第6（平成28年改正法適用）

養護教諭2種⇒1種（5年10単位）

養護教諭2種免許状取得後の在職年数		3	4	5	新法に対応する旧法の科目名又は事項名	
教科及び教職に関する科目	養護に関する科目	8	7	5	教科に関する科目 同左	
	教育の基礎的理解に関する科目	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）				・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等
		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想				教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	2	2	1	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程				幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解				
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）				教育課程の意義及び編成の方法	
	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容				道徳及び特別活動の内容
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	4	3	2	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）
		生徒指導の理論及び方法				生徒指導の理論及び方法
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法					教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	
教育実践に関する科目	教職実践演習				教職実践演習	
大学が独自に設定する科目（※1）	2	2	2			
その他必要な科目（※2）		4	1			
所要単位数（養護教諭2種免許状取得後の修得単位）		20	15	10		

※1「大学が独自に設定する科目」には、「教科及び教職に関する科目」に定められた各単位数の余剰単位を充てることができます。

※2「その他必要な科目」は、「大学が独自に設定する科目」に準じて単位修得することができます。

《免許法施行規則第17条表備考》

下記のいずれかに該当する方は、在職の軽減措置がありますので「養護教諭2種⇒1種（1年10単位）」を御確認ください。

- 免許法別表第2ロ（保健師免許を有すること）により、養護教諭2種免許状を授与された者
- 大学に3年以上在学し、かつ93単位修得した者（科目等履修生としての在籍は除く。）
- 大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ93単位以上修得した者